

平成30年度 第9回 常設審議委員会 次第

日時 平成30年12月20日(火) 15時00分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 平成30年度全国農業委員会会長代表者集会への参加及び要望活動実施結果について

2) 農地中間管理事業の5年見直しについて

3) 平成31(2019)年度中に改選時期を迎える農業委員会における農業委員等設置状況の見込みについて

4) 平成30年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の開催結果について

5) 平成31年度与党税制改正大綱について

6) 農作物栽培高度化施設の取扱いについて

7) その他

6 協 議

1) 2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要望の取りまとめについて

2) その他

7 閉 会

次回 平成30年度第10回常設審議委員会は、
平成31年2月20日(水曜日) 13:30から 開催いたします。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

平成30年度全国農業委員会会長代表者集会への参加 及び要望活動実施結果について

平成30年12月20日
第9回常設審議委員会

I 平成30年度全国農業委員会会長代表者集会

- 1 日 時：平成30年11月29日（木）12：30～15：15
- 2 場 所：東京都 メルパルクホール
- 3 出席者数（北海道分）：73名
- 4 代表者集会概要

(1) 第1部 パネルディスカッション・申し合わせ決議

① パネルディスカッション

「農地利用の最適化の実現に向けて

～3カ年運動の点検と新たな運動の展開に向けて～」

【パネリスト】

山形県鶴岡市農業委員会	渡部 長和 会長
福井県小浜市農業委員会	西田 尚夫 会長
福岡県みやま市農業委員会	徳永 順子 会長

【助言者】

高知大学	緒方 賢一 教授
------	----------

【進 行】

全国農業会議所	伊藤 嘉朗 事務局長
---------	------------

② 申し合わせ決議

第1号議案

農地利用の最適化の取り組み強化に向けた申し合わせ決議

第2号議案

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

(2) 第2部 要請決議

農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議

II 北海道農業会議による要望および代表者集会決議に基づく要望活動

- 1 日 時：代表者集会終了後
- 2 場 所：衆議院・参議院議員会館
- 3 要望活動の実施

(1) 要望事項

- ① 北海道農業会議による「地域の実態に即した施策の実現に向けた要望」

- ・北海道胆振東部地震による災害への対応
- ・国際交渉における基本的な姿勢
- ・農地集積支援対策の拡充
- ・担い手育成対策の強化
- ・農業農村整備事業の拡充と予算の確保
- ・農業委員会関係予算の確保

② 代表者集会決議に基づく要請

- ・農地利用の最適化に向けた施策推進

(2) 実行運動

要請は、本会役員・職員を3班に編制し、実施した。

結果は別添資料の通り。

別添1 平成30年度全国農業委員会会長代表者集会後の要望活動結果

別添2 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書

別添3 農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議（全国農業会議所）

平成30年度全国農業委員会会長代表者集会後の要望活動結果

平成30年12月20日
第9回常設審議委員会

1 要請日時・場所

- (1) 第1班：平成30年11月29日（木） 16:00～18:05
(2) 第2班： 16:05～18:05
(3) 第3班： 16:10～18:30

2 場所

- (1) 第1班：東京都 衆議院第一・第二議員会館
(2) 第2班： 衆議院第二・参議院議員会館
(3) 第3班： 衆議院第一・第二・参議院議員会館

3 出席者

- (1) 第1班：10名（多田会長、幡野担当次長、石狩2名、後志4名）
(2) 第2班：16名（小林副会長、乾局次長、日高6名、渡島4名、檜山4名）
(3) 第3班：16名（中谷副会長、佐久間専務理事、渡邊調査役、空知4名、上川4名、留萌6名）

4 結果（訪問順、敬称略）

(1) 第1班

- ① 逢坂 誠二（衆）：在室。多田会長より要望書を手交し、意見交換した。「国際交渉は農産物が狙い目になっており心配。農産物は地場で消費することが基本」、「収入保険制度は補償額が下がっていく可能性と農業共済の経営も不明確となり心配」、「外国人労働者は今後一定数来てもらうことは必要だが、制度を急ぎすぎており慎重な議論をすべき」との発言があった。
- ② 佐々木 隆博（衆）：在室。多田会長より要望書を手交し、意見交換した。「飼料米の交付金、財務省より収量基準の見直しが言われており来年から厳しくなる」、「準備金制度、計画書通りではないケースに勧告がされている。厳しく見られ摘発される可能性がある、注意が必要」との発言があった。
- ③ 伊東 良孝（衆）：在室。多田会長より要望書を手交し、意見交換した。「政府、農水省全力をあげ、災害復旧と災害に強い地域づくりをやっていく」、「ご要望を拝見し対応していきたい」との発言があった。
- ④ 渡邊 孝一（衆）：在室。多田会長より要望書を手交し、意見交換した。「災害復興、見た目の復旧ではなく震災前に心も含め戻るということを長期的に行いたい」、「担い手育成、U・Iターンの後継者を支援できる制度が必要だ」との発言があった。
- ⑤ 荒井 聡（衆）：不在。多田会長より秘書に要望書を手交した。
- ⑥ 和田 義明（衆）：不在。多田会長より秘書に要望書を手交した。
- ⑦ 船橋 利実（衆）：不在。多田会長より秘書に要望書を手交した。
- ⑧ 鈴木 貴子（衆）：不在。多田会長より秘書に要望書を手交した。

(2) 第2班

- ① 小川 勝也 (参) : 在室。小林副会長より秘書に要望書を手交した。「要望書の中身を拝見して今後の活動に参考としたい」との発言があった。
- ② 橋本 聖子 (参) : 不在。小林副会長より秘書に要望書を手交した。
- ③ 長谷川 岳 (参) : 不在。小林副会長より秘書に要望書を手交した。
- ④ 伊達 忠一 (参) : 不在。小林副会長より秘書に要望書を手交した。
- ⑤ 横山 信一 (参) : 不在。小林副会長より秘書に要望書を手交した。なお、当初は面談の予定であった。
- ⑥ 神谷 裕 (衆) : 在室。小林副会長より要望書を手交し、意見交換した。「震災対策には様々な予算が付いた」「農地集積支援については、制度の改正の方針が示されたが北海道の実態に合っていないと感じる」「セーフガードの発動をきちんとして、所得が確保されなければならない。再生産が可能な、経営が壊れないような対策が必要だ」との発言があった。
- ⑦ 石川 香織 (衆) : 不在。小林副会長より秘書に要望書を手交した。
- ⑧ 稲津 久 (衆) : 不在。要望書を投函した。
- ⑨ 堀井 学 (衆) : 不在。小林副会長より秘書に要望書を手交した。
- ⑩ 中村 裕之 (衆) : 不在。要望書を投函した。
- ⑪ 武部 新 (衆) : 在室。小林副会長より要望書を手交した。「要望書の中身を拝見し、皆さんのご要望を国政に繋げていく」との発言があった。

(3) 第3班

- ① 紙 智子 (参) : 会議室において面会し、中谷副会長より要請書を手交し、意見交換した。「胆振東部地震・ブラックアウトに関しては、災害に対する取り組みをきちんと進め、現場とやり取りをしながら不足を補っていかなければならない」、「日欧EPAについては、農業を無視して議論する進めるべきではないので、連合審査を求めている。農業にどういう影響が出るか、きちんと議論することを申し入れている」、「TPP11については、国の対策によってどういう事態となるかを把握し、問題を打開していく立場で取り組んでいく」、「農地集積等について、農業委員会は、ご苦労されている。現場がやりやすいような仕組みが必要。皆さんの声をしっかり届けながら議論をしていきたい」、「農業委員会関連予算について、仕事はますます増えているが、必要な交付金が不足している。一番苦労している現場の皆さんの役に立つようにしっかり要求していきたい」との発言があった。なお、面会の途中から福岡県選出の田村貴昭衆議員議員が同席した。
- ② 鉢呂 吉雄 (参) : 在室。中谷副会長より要請書を手交し、意見交換した。「TPP11については農業への影響は大きい。きちんと現場が動きやすい対策と、農業者の所得が向上できるよう取り組んでいきたい」との発言があった。
- ③ 徳永 エリ (参) : 在室。中谷副会長より要請書を手交し、意見交換した。「日欧EPAについては短時間の審議で採決された。特に北海道では生乳で大きな影響が出る。関税だけでなく、ヨーロッパが怖いのはブランド力。今は価格が高いから手を出せない部分があるが、安くなれば同じような競争では勝てない。対抗するには日本独自のものをつくらなければならない。予算は一応ついているが、まだまだ不十分。参議院段階では連合審査を求めながら、粘り強く取り組んでいきたい」との発言があった。
- ④ 相原久美子 (参) 不在。郵便受けに要請書を投函した。
- ⑤ 吉川 貴盛 (衆) 不在。秘書に要請書を手交した。
- ⑥ 佐藤 英道 (衆) 不在。郵便受けに要請書を投函した。
- ⑦ 道下 大樹 (衆) 不在。秘書に要請書を手交した。
- ⑧ 池田 真紀 (衆) 不在。郵便受けに要請書を投函した。

- ⑨ 本多 平直（衆）在室ではあったものの来客中であったため、秘書に要請書を手交した。
- ⑩ 山岡 達丸（衆）在室。中谷副会長より要請書を手交し、立ち話ではあるが意見を交換した。

地域の実態に即した施策の実現に向けた

要望書

平成30年11月29日

一般社団法人

北海道農業会議

代表理事会長 多田 正光

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望

本道農業・農村が今後も持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたって意欲と希望を持ち、安心して営農に取り組める施策の実現と、本道の農業・農村の実情を踏まえた施策の確立が不可欠である。

また、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、道民の生活や農業経営に甚大な被害をもたらし、今後の営農継続に重大な支障をもたらす懸念が広がっている。

これらのことから、本道農業委員会組織（北海道内市町村農業委員会および一般社団法人北海道農業会議）として、下記重点事項を実現するよう強く要望する。

記

1 北海道胆振東部地震による災害への対応について

- (1) 平成30年度農林水産関係補正予算による被災農地の復旧にあたっては、その重要性や必要性の判断に加え、実施の時期と工法等について、農業者を含めた現場の判断を重視してすすめるともに、農作物等への直接的な被害への支援に加え、今後の作付体系の維持や安定的な生産回復に向けた経営・技術・資金等の継続的な支援を行うこと。
- (2) 停電・断水・交通の途絶を主因とした、生乳、枝肉、卵及び収穫前後の農作物の廃棄並びに家畜の疾病や廃用に代表される被害への支援を行うこと。
- (3) 被災者の生活全般の再建について手厚い支援を行うとともに、現行の各種支援制度の要件緩和や既往負債の償還猶予等により、一層の負担軽減を図ること。
- (4) 北海道及び北海道内市町村による応急対応や被災者支援、復旧・復興に要する経費については、特別交付税による財政支援などの十分な地方財政措置を講じること。
- (5) 今後も発生が想定される大規模自然災害による社会基盤施設への影響を最小限にとどめるとともに、防災・減災対策による国土の強靱化を一層すすめるための方策を講じること。

2 国際交渉における基本的な姿勢について

農業・農産物の貿易を含む他国との協定等交渉内容において、政府並びに与党は国民・国会に対する十分な情報提供を行い、国会で審議する際にはその審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これらの結果によって本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことが引き起こされないよう万全の措置をとり、協定が発効した後は定期的に検証をすすめ、必要な対策を機敏に樹立すること。

3 農地集積支援対策の拡充について

(1) 農業経営の安定化と耕作放棄の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入すること。

(2) 農地利用の最適化の阻害要因のひとつである相続未登記農地については、今般の農業経営基盤強化促進法等の改正により一定程度の方策が示されたところであるものの、基盤整備等による改良をすすめて農地の優良品性を確保するためには、相続未登記農地の所有権移転の促進を図ることが必要であることから、相続未登記農地の所有権移転を促進する方策を確立すること。

(3) 機構集積協力金については、担い手への高い集積率を実現しこれを維持するために、予算規模を拡大するとともに、配分基準の見直し並びに将来に向けた継続的实施を行うこと。

なお、耕作者集積協力金・経営転換協力金の交付を受けている者がその期間内において、農地売買等事業により所有権を農地中間管理機構に移転した場合は、農地の集積・集約という目的から逸脱するものではないことから、協力金の返還義務を免除すること。

(4) 農地利用集積円滑化事業については、新規就農希望者等の就農のために、予め優良な農地を確保したうえで売買等事業・研修等事業を活用している事例があることに加え、近年、新規就農者の育成のために同様の手法を検討している市町村が増加している状況にある。

このため、農地利用集積円滑化団体が実施している地域の独自性を活かした取り組みを継続できるよう措置すること。

(5) 農作物栽培高度化施設制度の運用にあたっては、農業目的以外の利用防止対策

に加え、農地の連担化等を阻害することにならないよう、現場の実態を十分踏まえ、慎重にすすめること。

4 担い手育成対策の強化について

農業生産を担うのは、主業農家である家族経営とその延長に位置する農地所有適格法人であることに十分配慮し、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」制度を基礎に、担い手の明確化ならびに各種支援施策の重点化を図ること。

5 農業農村整備事業の拡充と予算の確保について

農業の生産性向上を図る基盤整備事業を計画的に進めるため、ほ場の大区画化や排水対策等の農業基盤整備について、農村現場の要望に応えうるために、当初予算の段階で必要な額を確保すること。

6 農業委員会関係予算の確保について

- (1) 市町村農業委員会は、農地法許可事務、遊休農地に関する措置、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず農業委員会、事務局体制が確保できるよう、農業委員会交付金について増額確保するとともに、国からの農業委員会交付金の配分にあたっては、遊休農地が発生しやすい条件不利地を多く抱える農業委員会に不利な配分とならないよう配分基準を見直すこと。
- (2) 専門性が求められる農業委員会業務の増大に対応するため、研修事業を行う機構集積支援事業について増額確保すること。
- (3) 農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議

農業委員会組織は平成28年4月1日施行の新たな農業委員会制度のもと、今年10月で全国1,703委員会全てが新体制へ移行し、その主たる使命である「農地利用の最適化」への取り組みを積極的に推進しているところです。

一方、農業委員会組織では、地域の農業者と農業委員会との意見交換会、都道府県・全国段階における認定農業者や農業経営者組織、農業団体の意見・要望等の積み上げを図り、平成30年5月30日に開催した「平成30年度全国農業委員会会長大会」にて「農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案」を決議しました。

これを踏まえ、農地中間管理事業5年後見直し並びに平成31年度農林関係予算要求に際し、下記事項について要請いたしますので、その実現につき格段のご配慮とご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 担い手等への農地集積・集約に向けて

－農地中間管理事業5年後見直しを踏まえて－

(1) 農地利用の最適化の取組の強化と守るべき農地の明確化について

政府は2023年度までに農地の8割を担い手へ集積する目標の達成に向けて取り組み、現状では55.2%の利用集積率となっているが、さらに集積・集約を進めるためには、産地別及び中山間地域等条件不利地域等に対応した、きめ細かやかな対策が不可欠である。

また、高齢化と後継者不足、人口減少が進行する中で、「今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいく」ため、「守るべき農地」を明確にする取り組みが喫緊の課題となっている。

このため、地域の実情と今後の経営の意向の把握を踏まえた話し合い活動等を進めるためのきめ細かな支援措置を講じること。

(2) 農業委員会の農地利用最適化業務の重点化・明確化について

農業委員会法第6条第2項で必須事務として措置されている農地等の利用の最適化の推進に関する業務について、農地中間管理機構と連携した農地集積・集約化の取り組みを重点的に進める観点から、農業委員会が「農地所有者・耕作者の農地利用等の意向把握」と「地域の話し合いの推進」の取り組みを行うことを法令上明確化すること。

(3) 農業委員会の遊休農地対策と農地中間管理事業の連携強化

農地中間管理事業の見直しに当たっては農業委員会の遊休農地対策との関係をしっかりと検証すること。特に、農地利用意向調査において機構への貸し付けを希望しても大半が貸し付けに至っていない実態を踏まえて、「人・農地プラン」等地域の話し合いを通じて、地域が主体的に守るべき農地として明確にしたものについては、農地中間管理機構が借り受けて担い手探しに協力すること。

(4) 「人・農地プラン」の実質化の検討について

「人・農地プラン」の実質化の検討に当たっては、市町村が農業委員会、農業協同組合等地域の関係者を糾合して責任をもって取り組むことを明確にすること。その上で、農業委員会の位置づけ、役割等を法令上明確にすること。その際、農業委員会の業務が質・量ともに増大していることに対応して、農業委員会事務局の人員体制の整備を図ること。併せて、農業委員会事務局と市町村農業振興部局との事業の連携や職員の兼務等による推進体制の整備にも留意すること。

(5) 農地中間管理事業の事務の迅速化について

農地中間管理機構による農地の借入・転貸の迅速化に向けて、「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」の作成手続の簡素化及び「農用地利用配分計画」の許可申請に伴う公告・縦覧の見直しについて検討すること。また、利用状況報告については農業委員会の利用状況調査での代替措置により、担い手の負担軽減を図ること。

(6) 農地中間管理事業関連予算の確保について

1) 機構集積協力金の継続と運用改善

機構集積協力金の交付は、農地中間管理事業の推進に大きな効力を有しており平成31年度以降も継続確保すること。

その際、地域における話し合い活動などによる「人・農地プラン」を基本とした協力金の交付のあり方を検討すること。また担い手が利用する農地面積の増加（集積）に加え、担い手の農地利用の集約化（団地化）の推進及び中山間地域等条件不利地域における事業推進につながる観点等からも検討すること。

2) 農地中間管理機構の運営体制の整備

農地中間管理機構は事業創設5年目を迎え、10年を超える長期契約の農地を相当数預かるようになり、地代の収受、農地所有者、借受者の変更、合意解約等の契約管理事務が膨大になっている。この事業を円滑に行うため、手続の簡素化を図るとともに、必要な予算の確保を図ること。

(7) 所有権移転による農地の利用集積を進めるための税制措置の拡充

所有を中心とした農地の利用集積・集約化を進めている地域もあることから、賃貸借に加え所有権移転による担い手への農地利用の集積・集約化を促進する税制上の措置を講ずること。

(8) 農地所有適格法人について

農地所有適格法人の要件の検討に当たっては、農地リース方式による企業等の農業参入や養父市での国家戦略特区制度による農地所有の特例の状況、農業者が設立した農地所有適格法人の経営発展上のニーズを十分に検証していくことが重要である。農業・農村現場の実態や農業者のニーズと乖離した要件緩和や国家戦略特区の全国展開は行わないこと。

(9) 農地の基盤整備促進

担い手への農地集積8割の目標達成等農業の競争力強化を図るため、農地の大区画化等を推進する農業農村整備事業や農地耕作条件改善事業等の基盤整備予算を十分確保し早期の整備を図ること。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業についても、予算を引き続き確保するとともに、事業が早期に完了できるよう措置すること。特に機構関連事業の実施区域となる中山間地域の定義を地域振興5法等の指定地域に限らず中山間地域等直接支払い制度における知事の特認地域も対象とすること。

2. 農地利用の最適化を進める農業委員会等の体制強化

(1) 農業委員会関係予算の確保

農業委員会と農業委員会ネットワーク機構の農地利用最適化活動を支援するため、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業等を確保すること。

(2) 農地台帳の整備に向けた取り組み強化

農地台帳の整備に向け、住民基本台帳や固定資産課税台帳等との照合作業が実現できるよう農地情報公開システムの改修経費を確保すること。また同システムの安定的な運用を維持するための経費を確保すること。

3. 農業経営・担い手育成対策

(1) 農業経営の体質強化と競争力強化

新たな米の生産調整の着実な実施に向け、「水田活用の直接支払交付金」について恒久的に十分な予算の確保を図るとともに、収入保険制度の実施にあたり必要な予算を確保すること。

(2) 農業経営法人化支援総合事業の拡充・強化

円滑な経営継承や働き方改革に資する労働環境の改善をはじめとする経営上の課題に対応するため、農業経営に関する経営相談体制の整備と活動の強化に向けた予算措置の拡充を図ること。

(3) 「農業次世代人材投資事業」「農の雇用事業」の継続・拡充

農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業の十分かつ継続的な予算を確保すること。

(4) 外国人材の受入れ体制の整備・充実

国家戦略特別区域・農業支援外国人受入事業が適正かつ円滑に運用され、外国人材の知識・技能の確認等が適正に実施されるよう十分な予算の確保を図ること。併せて、新たな外国人材の受入れ制度の創設に当たっては、農業を受入れ業種とするとともに、受入れのための総合的な環境整備（地域との調和、労働・生活条件等）を図ること。

(5) 女性農業経営者への支援

女性の能力が農業・農村で十分発揮され活躍できる環境づくりに向け、家族経営協定の普及と締結を推進するとともに、女性農業者による地域資源を活用した起業化等への支援対策を強化すること。

4. 中山間等地域対策

(1) 中山間等地域農業の所得向上と活性化対策の強化

「日本型直接支払」、「中山間地域農業ルネッサンス事業」等中山間地域農業の所得向上と活性化のための予算を十分に確保すること。

(2) 鳥獣被害対策の強化

有害鳥獣による農作物被害対策の一層の強化を図るとともに、都道府県が定める駆除期間や捕獲数枠の弾力化の指導、ジビエ活用を進めるための施設整備等への支援措置を図ること。

5. 都市農業の振興

農業体験農園の一層の普及をはじめ農業経営者の確保・育成や都市農地の活用推進を支援し、都市農業の振興を図ること。また、都市及びその周辺の貴重な農地を守るため、農地に関する法律や税制に精通し、都市農業経営者の状況に詳しい都道府県農業会議に「相談窓口」を全国的に整備するための予算を確保すること。

6. 今後の対米貿易交渉への対応について

去る9月26日に行われた日米首脳会談において交渉開始が合意された「日米物品貿易協定」については、共同声明に示されているとおり、「過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容を最大限」とする毅然とした交渉を行うこと。また、交渉経過について可能な限り広く国民に開示し説明すること。

7. 自然災害等への万全な支援と備え

近年増加している地震、大型台風や集中豪雨等予期せぬ災害の被害状況に応じた経営再開に向けた万全の支援に努めること。また、これら災害に備えるため、農地をはじめ、ため池等の農業関連施設の耐震照査ならびに強靱化対策を急ぐとともに、収入保険制度及び農業共済制度への加入推進、各種融資制度のPR等、復旧・復興に備える万全な対策を講じること。

農地中間管理事業の5年後見直し等について（取りまとめ）

平成30年11月
農林水産省**1 総論**

農地バンクが、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する。

2 地域における農業者等による協議の場の実質化

(1) 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させるため、以下の取組を行う。

- ① 出し手の個人名などの詳細な記載までは求めない一方、地域内の農地について、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化する。
- ② 話し合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する。
- ③ プランを実質化させた場合に、施設整備事業や機構集積協力金の地域タイプを重点化するなどを検討する。

(2) 産地計画に向けた話し合いなどを活用し、新規就農を含めた将来の担い手を特定するなどの場合には、それを人・農地プランとみなすなど、柔軟な対応を行う。

(3) 所有を中心とした農地の集積・集約化を進めている地域もあることから、利用だけでなく所有による権利移転を進めるための税制上の取扱いを検討する。

3 農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

(1) 農地バンクの仕組みの改善

- ① 農地バンクが農地を借入・転貸する際、出し手から農地バンク、農地バンクから受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設ける。
- ② 配分計画案の縦覧については、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止する。
- ③ 利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止する。
- ④ 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第18条第7項については、地域の合意内容を所有者が後で理由なく反対する場合など、必要な場合に限るよう運用方針を明確化する。
- ⑤ 機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとする。
- ⑥ 農地耕作条件改善事業の更なる活用により、よりきめ細かな対応を行えるようにする。

- ⑦ 中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するためには、畑地化も含めた基盤整備の活用、新規作物等の導入など総合的な対応が必要である。その上で、農地バンク等が適正な農地利用に向けて積極的に協力する仕組みを設ける。

(2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

- ① 一部の地域で地域に根ざして特色ある活動を行っている農地利用集積円滑化団体を、上記の措置を講ずることにより仕組みが改善されることとなる農地バンクに、以下の措置を講ずることにより統合一体化し、農地の利用集積・集約化を一層推進することとする。
- ア ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるJA等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設ける。
- イ 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大する。
- ウ 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設ける。
- ② 農地バンクの市町村等に対する業務委託について、個々の業務委託契約に関する都道府県知事の承認を不要とする。
- ③ 市町村の作成する集積計画についても、上記の一体的な体制を機能させるための運用の明確化を行う。

4 農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

(1) 担い手の確保

- ① 農業者の減少・高齢化に伴い、意欲ある担い手による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）について、担い手の活動範囲に応じ、市町村が定める認定基準を踏まえつつ、都道府県等が認定する仕組み等を設ける。
- ② 新規就農者の更なる確保に向けて、農業次世代人材投資事業や新規就農者向けの無利子資金について運用改善を行う。また、引き続きJA等が研修や新規就農者の自立支援を行えるような措置を講じる。
- ③ 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、認定農業者について農業経営基盤強化促進法で農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和する。

(2) 担い手への農地の利用集積・集約化を促進するための転用期待の抑制

担い手に対する農地の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。

5 関係法の改正等

- (1) 上記事項を実現するため、関係法律を見直すこととし、必要な法案を次期通常国会に提出する。
- (2) 今後、以上の基本的枠組みに従って、細部の運用を詰めていくこととする。

平成 31（2019）年度中に改選時期を迎える農業委員会における農業委員等
設置状況の見込みについて

平成 30 年 12 月 20 日
第 9 回常設審議委員会

平成 31（2019）年度中に新たな農業委員等の任期が始まる 8 市町における農業委員・
農地利用最適化推進委員の設置状況の見込みについて、本会が 12 月 7 日までに確認した
内容は以下のとおりである。

	市町村	任期満了日	平成 28（2016）年度			条例改正	平成 31（2019）年度		
			農業委員 上段：定数 下段：実数	農地利用最適化 推進委員			農業委員 定数	農地利用最適化 推進委員	
				委 嘱 ○：委嘱 ×：委嘱し ない	上段：定数 下段：実数			委 嘱 ○：委嘱 ×：委嘱し ない	定 数
1	福島町	2019 3/31	7 7	×	—	なし	7	×	—
2	北斗市	2019 3/31	1 4 1 4	○ (しなければ ならない)	1 0 1 0	なし	1 4	○ (しないこ とができ る)	1 0
3	共和町	2019 3/31	2 0 2 0	×	—	なし	2 0	×	—
4	洞爺湖 町	2019 3/31	1 4 1 4	×	—	なし	1 4	×	—
5	足寄町	2019 3/31	1 2 1 2	×	—	なし	1 2	×	—
6	釧路町	2019 3/31	6 6	○ (しなければ ならない)	3 3	なし	6	×	— 定数条例を 廃止する予 定
7	帯広市	2019 7/15	2 6 2 6	×	—	※	2 6	×	—
8	清里町	2020 3/18	1 4 1 4	×	—	※	1 4	×	—

平成 30 年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の開催結果

平成 30 年 12 月 20 日
第 9 回常設審議委員会

1 開催日・場所及び出席者数（予定を含む）

地区名	開催日時	開催場所	出席者数
空知	11 月 16 日(金)	プラザホテル板倉（深川市）	287
石狩	11 月 19 日(月)	北海道自治労会館（札幌市）	113
後志	11 月 26 日(月)	京極町公民館	162
胆振	11 月 21 日(水)	苫小牧市労働福祉センター	136
日高	11 月 21 日(水)	日高町門別総合町民センター	96
渡島	11 月 15 日(木)	北斗市農業振興センター	110
桧山	12 月 19 日(水)	上ノ国町総合福祉センター ジョイ・じょぐら	80
上川	11 月 19 日(月)	旭川市大雪クリスタルホール	334
留萌	11 月 20 日(火)	留萌市中央公民館	64
宗谷	11 月 12 日(月)	中頓別町民センター	65
林-ツク	11 月 20 日(火)	北見市端野町公民館	255
十勝	11 月 20 日(火)	とまちプラザ（帯広市）	288
釧路	11 月 28 日(水)	釧路圏摩周観光文化センター（弟子屈町）	89
根室	11 月 19 日(月)	ウェディングプラザ寿宴（中標津町）	67

(開催時間 13:30～16:00 但し、日高地区 13:00～15:30、釧路地区 11:00～14:30)

2 研修事項

- 農業・農業委員会を取り巻く情勢
- 農業経営基盤強化法等の一部改正について（情報提供）
- 農地制度について（許可制度に関する留意点、消費税の改正と留意点）
- 農業者年金の加入推進について
- 農業委員会法に基づく情報事業活動の推進について

- 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進に向けて
- 農地中間管理事業の推進と農業委員会との連携について
- 170 農業委員会活動強化促進運動の推進について

3 配布資料

【全ブロック共通】(以下3点)

- 研修会資料(冊子)
- 農業委員会の情報活動の意義と役割(A4・両面印刷・カラー版)
- レポート用紙

【全国農業会議所職員出席ブロックのみ】(以下1点を追加)

- 新聞の普及推進について(A4・両面印刷・白黒版)
- (全10地区=空知、石狩、後志、渡島、檜山、上川、宗谷、オホーツク、釧路、根室)

4 概要

各地方農業委員会連合会との共催により、農業委員をはじめ農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員を対象に研修会を開催している。研修内容は、平成30年5月に成立した「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」による新たな仕組みとなる、相続未登記など所有者を確知することができない農地の権利移動に関する手続きとコンクリート等で床面を覆った農作物栽培高度化施設を農地として取り扱うことをはじめ、農業委員会における農地関係業務を中心に行った。

5 質問・意見

質問 (石狩地区)	農業者年金は、サラリーマンでいうところの厚生年金、つまり2階建て部分の保険という解釈で良いか。
回答 (農業会議)	良い。
質問 (石狩地区)	農業者年金の加入を特に若い人たちに重点的に推進していくべきではないか。
回答 (農業会議)	そのとおり。農業会議ではJA道中央会と連携して、担当職員研修会・巡回相談会において、そのように説明している。また、年金協議会の代議員等研修会でも同様。引き続き、農業委員等の皆さんのご協力をお願いします。
質問 (石狩地区)	ハウス内の農地をコンクリート張りにした場合の届出様式について、資料では現在不明とあるが、どういうことか。
回答 (農業会議)	これは、資料作成時には、政省令(案)が条文というかたちでは示されていないため、このような表現とした。

質問 (石狩地区)	栽培に供しない時期に資材やトラクターを置くことは可能か。
回答 (農業会議)	「専ら」農作物の栽培用に供されることと示されているため、ケースバイケースになると思われる。運用通知が示されていない現時点では、なんとも答えようがない。
意見 (留萌地区)	個人経営を法人化した場合、人格が変わるので、当該法人は前々期も前期上期も売り上げが無く、最長2年間非課税業者になる場合があることは知っていたが、個人経営における経営移譲でも同様だとは知らなかった。
質問 (後志地区)	農作物栽培高度化施設について、簡易牛舎も該当となるのか？
回答 (農業会議)	簡易牛舎は、農作物栽培高度化施設には含まれない。栽培が行われないので。
質問 (後志地区)	消費税の改正について、ワインはどうなるのか？
回答 (農業会議)	ワインについては10%が適用、醸造用ブドウの出荷については8%が適用される。お酒は、嗜好品に該当することから食品という扱いにはならない。しかし原材料については、食品として扱われ8%が適用されることとなる。
質問 (釧路地区)	①地域集積協力金について、出し手にも協力金は支払われないのか？ ②2,000万円の特別控除を利用する場合には転用が認められないのか？ ③農地中間管理事業の見直しのなかで、円滑化団体の機能はどの程度残されるのか？
回答 (農業会議)	①機構集積協力金には、2種類あり、経営転換協力金と地域に支払われる地域集積協力金。出し手に支払われるのは経営転換協力金のほうです。この経営転換協力金の予算は縮小していく方向のようです。しかし、問題は前提となる都道府県への配分についてであり、これまでどおりであれば支払い方式の見直しをうんぬんするものではないので、予算配分の見直しについて要求しているところです。 ②まだはっきりしていないが、ポイントは、農用地利用改善団体においてその地域内の農地を、農用地利用規程に位置付けた担い手に機構を通じて処分した場合、2,000万円までの特別控除を利用できるということ。これを利用した場合、農振除外は認められないので、農振除外を必要とする転用は認められない。対して、農振の用途区分の変更ですむ、例えば、農業用施設の転用は認められることになるのではないかと思います。 ③農地中間管理事業の見直しの最大のポイントは、円滑化団体を機構に統合するという点。現場の機能は残しながら、機構に1本化していきたいという方針のようです。

<p>質問 (<u>釧路地区</u>)</p>	<p>農地中間管理事業の関係で。予算上、手続きが翌年度に持ち越しとなったとき、農地の出し手がやっぱり出さないということになることも考えられるので心配だなと思う。</p>
<p>回答 (農業会議)</p>	<p>売買はそのとおりであり、貸借については機構を通じると手数料が発生する。機構集積協力金が入ってこないなら、機構を介するメリットが薄くなるので今まで通りの手続きになってくるんだらうなと思います。</p>
<p>質問 (<u>釧路地区</u>)</p>	<p>機構に関する考え方について。制度がはじまった頃は、出し手に対しても10aあたり2万円が出ていたが現在はその協力金がない。現行のやり方だと農地中間管理事業を活用する効果がないとする記事が新聞に載っていた。機構を通じた農地移動について、現行制度はメリットがあると言えるのだろうか？仕組みを変えていくというなら、利用価値があるものに変えていくのがあるべき姿だと思っている。</p>
<p>回答 (農業会議)</p>	<p>今の仕組みについて予算配分が変わらなければ、あえて使う必要はないんだらうなと思います。農地中間管理事業の狙いは北海道対策ではなく、府県ですすめていくためにという感じなので。通常の貸借において、積極的に使う必要性は薄いかと。ただ、農業者年金等、その他に関連して、使うことは出てくるのではないかと。</p>
<p>質問 (<u>檜山地区</u>)</p>	<p>農地の相続に関して。法定相続人が3人いたとして、1人目は自身による耕作を希望しており、2人目は貸借を希望、3人目は売買したい、と三者三様の意見が出て話しがまとまらなかったとき。どのような対応をしたらよいか？</p>
<p>回答 (農業会議)</p>	<p>相続でもめているのであれば家庭裁判所の判決によって持分を確定させることは可能。相続未登記の場合は、相続人による共有財産です。共有財産については、共有者の1人が利用することは可能ですし、貸借については共有者の過半の同意、売買については全員の同意を得られていれば手続きが可能です。</p>

平成31年度与党税制改正大綱について

平成30年12月20日
第9回常設審議委員会

1 平成31年度与党税制改正大綱について

自民・公明両党は12月14日、平成31年度の与党税制改正大綱を決定した。
政府は、今後、税制改正大綱を閣議決定して31年1月召集予定の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指す。

2 平成31年度与党税制改正大綱主要事項（農業関係の主なもの）

【所得税・法人税】

- 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - ① 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、農用地利用規程の特例に係る事項が定められた農用地利用規程に基づいて行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られる場合を加える。
 - ② 農地利利用集積円滑化団体に対する土地等の譲渡に係る特例について、次の措置を講ずる。
 - イ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象から、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地利利用集積円滑化団体に買い取られる場合を除外する。
 - ロ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、適用対象から、農地利利用集積円滑化団体に対して農地利利用集積円滑化事業のために一定の農地等を譲渡した場合を除外する。

【所得税・法人税・消費税・印紙税・事業税・事業所税・地方消費税】

- 農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについて、引き続き公共法人等とし所要の措置を講ずる。

【相続税・贈与税】

- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、関係法令の改正を前提に、農地利利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合すること等に伴う所要の措置を講ずる。
- 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げる。
(注)平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。)

- 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。((注)平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。)
- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ③ 相続時精算課税適用者の特例
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

【登録免許税】

- 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

【不動産取得税】

- 農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正を前提に、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合することに伴い、農地利用集積円滑化団体から農地中間管理機構が承継した農地等に係る不動産取得税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。
- 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

【事業所税】

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずる。
 - ① 特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の改正を前提に、適用対象に菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を加える。((注)上記の改正は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成31年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。)
 - ② 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正を前提に、適用期限を1年9月(個人の事業については2年)延長する。

【固定資産税・都市計画税】

- 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正を前提に、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合することに伴い、所要の措置を講ずる。

【狩猟税】

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥の管理の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置の適用期限を5年延長する。

【関税】

- 平成31年3月31日に適用期限の到来する特別緊急関税制度及び牛肉・豚内に係る関税の緊急掛置(牛肉の発動基準数量の算定基礎の特例を含む。)について、平成32年3月31日まで適用期限の延長を行う。

【その他】

- 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、農地所有適格法人について、その役員に係る要件の見直し後も、引き続き現行の措置を適用する。

農作物栽培高度化施設の取扱いについて

平成30年12月20日
第9回常設審議委員会

政府・農林水産省では、本年11月16日の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、同日までに政令・省令・告示等を定めた。

また、11月20日までに関係する運用通知を改正・発出した。

改正農地法で追加された第43条及び第44条では、農作物の栽培の用に供する施設であって農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものを「農作物栽培高度化施設」とし、この施設の床面である農地がコンクリート等で覆われた状態であっても、「耕作に該当する」としている。

これまでに発出された通知等による、「農作物栽培高度化施設」の設置届出に係る事務の流れや、同施設設置後の農業委員会の対応等については、次葉以下である。

農作物栽培高度化施設（コンクリ農地）の届出に関する事務の流れについて



農作物栽培高度化施設の設置後における農業委員会の対応等について

【農作物栽培高度化施設の標識】

農地法施行規則第88条の3第1項第4号

届出に係る施設が法第43条第2項に規定する施設であることを明らかにするための標識の設置その他適当な措置が講じられていること。

【附帯施設の取扱いについて】

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について 第2 農作物栽培高度化施設の基準について

6 附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年4月1日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

【営農計画上、農作物の栽培が行われる期間が6か月未満の場合】

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

第4 高度化栽培施設用地に農地法の規定を適用する際の留意事項
2 高度化栽培施設用地が適正に利用されていることの確認等に係る規定について（法第30条、第31条、第32条及び第44条等関係）

(5)

届出書に添付された営農計画上、農作物の栽培が行われる期間が6か月未満となっている場合には、農作物の栽培が行われていない期間、農業委員会法第6条第2項の規定による農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図るための事務として、毎月1回、高度化施設用地が他用途利用されていないことを調査すること。

なお、調査の方法については、(3)を準用すること。

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

第2 農作物栽培高度化施設の基準について

4 則第88条の3第4号の判断基準

「施設が法第43条第2項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。
- (2) 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

事務所・駐車場など、独立して他用途への利用ができるような施設については、通常、附帯設備としては認められない。（別途、農地転用が必要となる。）

附帯施設として取り扱うことができるものとしては、施設内に設置されるボイラーや通路が想定される。

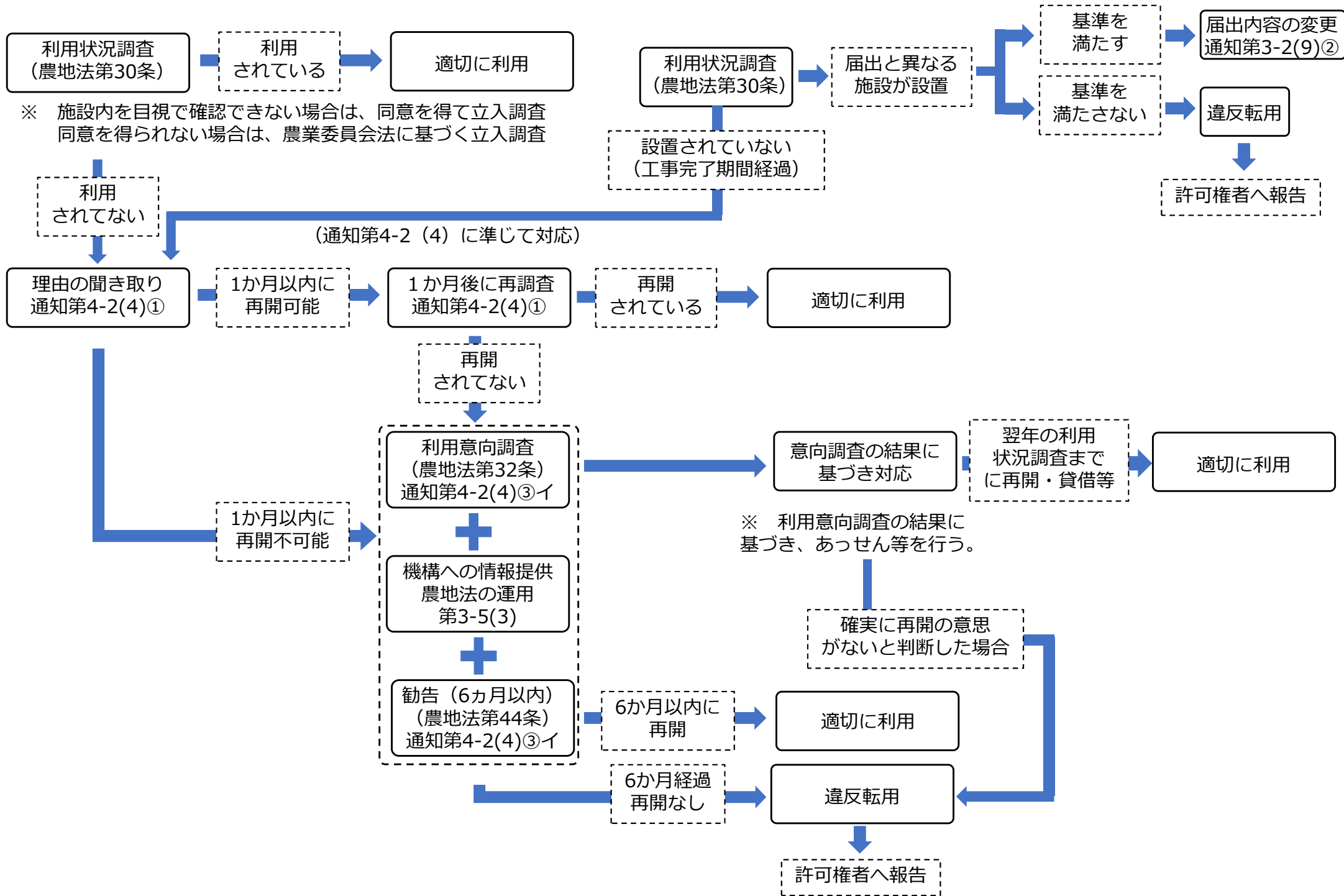
ソーラーパネル等については、専ら施設への電力供給を目的とするものであり、施設と同一の敷地に設置されるものについては、附帯設備として認められる可能性があると考えられる。

育苗などに利用する場合、栽培施設として利用される期間が限定的となることから、当該施設が利用されていない場合、他用途に利用されていないことを確認するため、毎月1回調査を行うことが求められている。

※ 当該施設を一時的に他用途に利用する場合は、一時転用の許可が必要となる。
運用通知 第4 3 (2)

【当該施設が利用されなくなった場合の対応イメージ】

【施設の設置が適切に行われていない場合の対応イメージ】



2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要望の取りまとめについて

平成30年12月20日
第9回常設審議委員会

本会では、毎年5月に北海道選出国會議員に対して、翌年度の農業政策と予算に関する要望活動を行っている。

この要望内容を決定するため、協議1-2資料「2020年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめのお願いについて」により、2020年度の要望に向けての取りまとめを各地方農業委員会連合会に依頼する。

道農会議第 号
平成 年 月 日

各地方農業委員会連合会長 様

一般社団法人北海道農業会議
代表理事会長 多田 正光
(公 印 省 略)

2020年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめのお願いについて

本会が行う業務の推進につきましては、平素格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、一般社団法人全国農業会議所では、2019年5月27日(月)午後に東京都において全国農業委員会会長大会の開催を計画しており、これに併せて本会では、北海道選出国會議員に対して、2020年度の農業施策と予算等に向けた要請活動を行う予定です。

このため、例年同様、各地方農業委員会連合会において要望・意見の取りまとめをお願いしたく存じますので、公務ご多端のところ恐縮に存じますが、別添要領に基づき、貴会において、管内農業委員会の要望・意見等をお取りまとめの上、本会宛ご報告いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本会が本年5月に北海道選出国會議員に対して実施した「平成31年度農業政策・予算に関する要請」内容の平成31年度政府予算案への反映状況に関する資料を別途お送りする予定ですので、貴会におけるお取りまとめの際にご活用くださいますようお願いいたします。

【ご連絡・お問い合わせ先】

(一社)北海道農業会議 乾 (いぬい)
TEL : 011-281-6761
FAX : 011-281-6764
電子メール : inui@hca.or.jp

別添

2020年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて

(一社) 北海道農業会議

1. 趣 旨

農業・農村が持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して営農に取り組める施策の実現、農業・農村の実情や特色を踏まえた経営の安定に資する施策の確立が不可欠である。

一方、農林水産関係予算においては、農地中間管理事業や農業次世代人材投資事業等の施策が設けられているものの、所有権による農地集積、後継者への円滑な経営継承等の点で北海道の実態と合っているとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、主として「農地」と「担い手」に係る国の政策と関係予算に関する要望内容について、各地方農業委員会連合会による組織検討を行い、本道農業委員会組織の意見として取りまとめ、施策への反映を図る。

2. 検討方法

- ① 各地方農業委員会連合会において、会議の開催もしくは文書等により、市町村農業委員会の意見を聴取し、要望内容を取りまとめ、北海道農業会議に報告する。
- ② 要望内容に係る検討項目等は自由とするが、農地対策や担い手対策を中心に、地域の実情を踏まえた意見を取りまとめることとする。

3. 報告様式

別紙様式例 『2020年度農業政策と予算に関する要望意見』

4. 報告期限

平成31年3月14日（木）までに北海道農業会議宛て電子メール（宛先 inui@hca.or.jp）で報告する。

5. 検討スケジュール

平成30年12月下旬 各地方農業委員会連合会宛て、要望取りまとめを依頼
平成31年3月14日 各地方農業委員会連合会より北海道農業会議宛て報告
4月上中旬 平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議で、要望原案の検討
5月17日 第2回常設審議委員会で要望内容決定
5月27日 北海道選出国會議員要請集会を実施
(同日午後：全国農業委員会会長大会)

別紙（様式例）

2020 年度農業施策と予算に関する要望意見

地方農業委員会連合会

要望項目	
要望の内容	
要望の理由等	